

資料編

1 広島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日公布
広島県条例第42号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第7条—第13条）

第3章 広島県男女共同参画審議会（第14条・第15条）

附則

少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に發揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かつち合うことのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

このため、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取組が求められている。特に、私たちの広島県は、高次に集積した都市機能を持つ地域が存在する一方で、多くの農山漁村地域を有しております、このような取組に当たっては、多様な地域性に配慮した施策を展開する必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、平和で豊かな広島県を次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣習が、男女の社会における主体的な活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女が相互に協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、男女間における暴力的行為、性的な言動による精神的苦痛を与える行為その他の行為により男女の個人としての尊厳その他の男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 県は、施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民等の理解を深めるための措置)

第9条 県は、県民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、必要な啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第10条 知事は、男女共同参画に関し苦情又は相談を受けたときは、必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。

(調査研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第13条 県は、市町、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進への取組を支援するため、必要な情報の提供、相談、助言その他の協力をを行うように努めるものとする。

第3章 広島県男女共同参画審議会

(広島県男女共同参画審議会)

第14条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、附属機関として広島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一 基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月6日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 広島県男女共同参画審議会

○ 広島県男女共同参画審議会規則 (平成14年3月18日広島県規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、広島県男女共同参画推進条例（平成13年広島県条例第42号。以下「条例」という。）第15条第7項の規定に基づき、広島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、会長がその議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第5条 審議会は、その所掌事務に関し、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境県民局人権男女共同参画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日規則第23号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規則第25号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日規則第18号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

広島県男女共同参画審議会委員 (平成26(2014)年6月現在, 50音順)

名 前	所 属・役 職
石井 誠一郎	弁護士
井上 美津子	広島県の男女共同参画をすすめる会
梶原 正道	三原市 生活環境部長
上水流 久彦	県立広島大学地域連携センター 講師
牛来 千鶴	株式会社ソアラサービス 代表取締役社長
坂田 桐子	広島大学大学院総合科学研究科 教授
島田 祐里	連合広島女性委員会 事務局長
瀬川 徳子	ひろしま女性大学修了生
中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
山本 峰司	NPO法人ファザーリング・ジャパン中国支部 代表

3 広島県男女共同参画基本計画（第3次）（施策の体系）

【具体的施策の推進期間：平成23（2011）～27（2015）年度】

基本的な視点

* 基本となる施策の方向

- (*) 県の施策
 - ・具体的施策

環境づくり

1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

- ・国・県・市町の連携により、労使を始め社会全体に、労働基準法、男女雇用機会均等法等の法令や働きやすい職場づくりに関する周知徹底及び男女が共に個性と能力を発揮しながら働くことができる職場環境の整備促進
- ・男女雇用機会均等法等の周知及び積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた啓発
- ・自ら問題意識を持って、その人が持つ個性と能力をさらに職場で輝かせたいと思う女性の挑戦の支援
- ・県における平等取扱いと成績主義の原則に基づく女性の管理職への積極的な登用の推進

(2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備

- ・育児・介護休業法等の周知及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境の整備を推進するための啓発
特に、働き方の見直しに向けた事業主及び管理職に対する多様な働き方の導入や働きやすい職場環境の整備に関する啓発
- ・男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援・介護サービス等の充実

(3) 多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備

- ・パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知によるパートタイム労働者や派遣労働者等の適正な待遇、労働条件の確保の推進
- ・多様な就業ニーズに対応するための就業支援情報の充実
- ・育児、介護等による離職者の再就職に向けた支援の充実
- ・働きやすい雇用環境づくりに向けた雇用労働や子育て支援に関する情報提供の充実

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

- ・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発
- ・男女が対等なパートナーとして互いに協力して経営等に参画するため、市町や関係団体の取組の支援

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

- ・技術・経営管理能力の向上を図るための取組の支援
- ・経営相談等のニーズに適切に対応するための指導・相談体制の充実
- ・低利融資制度の運用による起業や経営活動の支援
- ・集落法人において農業経営の多角化・複合化等の「6次産業化」を行うことによる経済的自立の促進
- ・市町や農林漁業関係団体が整備する農林水産業施設のユニバーサルデザイン化に向けた働きかけ

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

- ・様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するための啓発
- ・県の行政委員会及び審議会等委員への女性の積極的登用
- ・市町の行政委員会及び審議会等委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた働きかけ
- ・政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

- ・地域づくりを担うボランティア、NPO、住民自治組織等の活動推進のための情報提供や相談支援体制の充実
- ・男女の地域づくりへの参画を促進するための積極的な情報提供
- ・地域における方針決定過程への女性の参画を促進するための啓発

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(1) 県の推進体制の充実等

- ・各部局の連携による男女共同参画社会の実現に向けた積極的かつ総合的な施策の推進
- ・施策の推進に当たっての目標値の設定及びその検証
- ・男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の実施

(2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化

- ・男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設としての各種事業の充実及び新たなニーズに対応した先駆的事業の実施
- ・NPO、大学、企業等と連携・協働した男女共同参画の取組の推進
- ・県内市町男女共同参画センターと連携した取組の推進及び県立センターとしてのコーディネート機能の充実強化

(3) 市町等との連携強化・取組支援

- ・先進的取組事例の提供などによる市町の取組に対する積極的な支援
- ・NGO、NPO、ボランティアへの活動交流場所の提供とこれらの団体と連携・協働した男女共同参画社会実現に向けた取組の推進

人づくり

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

- ・多様な機会や情報手段による男女共同参画に関する理解を深めるための広報・啓発
特に、男性や若い世代の理解を深める広報・啓発

(2) メディアにおける男女共同参画の推進

- ・人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向けた、インターネット等を含む各種メディアの自主的な取組に係る啓発
- ・情報を主体的に収集、判断、発信等できる能力の必要性に関する啓発及び学校における情報教育の充実
- ・県における男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物等の発行

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

- ・男女共同参画について理解し、だれもがお互いの個性や意思を尊重するための子どもの発達段階に応じた教育の充実
- ・小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実

(2) 生涯を通じた学習機会の提供

- ・男女共同参画に関する理解を深めるための生涯にわたる多様な学習機会の提供
- ・男女が様々な分野での活動に主体的に参画できるような学習の機会の提供
- ・男女共同参画に関する学習情報の提供や学習相談への対応等の学習支援体制の整備

(3) 研修の充実・支援

- ・県職員の男女共同参画に関する理解を深めるための管理職、一般職等職務に応じた研修の実施
- ・市町職員の男女共同参画に関する理解を深めるための市町と連携した研修の機会の提供
- ・男女共同参画に関する理解を深めるための事業主に対する研修や企業が実施する研修の支援

3 家庭における男女共同参画の推進

(1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実

- ・家族が互いに尊重し協力し合い、家族の一員として家事や育児、介護などの責任を果たすための多様な啓発
- ・男性の家事や育児、介護などへの参画を支援するための学習機会の提供、具体的なモデルや成果の啓発

(2) 家庭教育・子育て支援の充実

- ・子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援
- ・子どもと家庭に関する相談支援体制の充実
- ・多様な主体の協働による子育て支援の促進やニーズに応じた子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策の計画に基づく市町の取組の促進などの子育て支援体制の充実

安心づくり

1 生涯を通じた健康と自立の支援

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

- ・思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期等各ステージにおける性別に対応できる医療及び健康づくり対策の実施
- ・女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができる母性保護と母性健康管理対策の推進
- ・HIV/エイズ、性感染症、薬物乱用などの実態を踏まえた対策の推進
- ・不妊相談等支援体制、周産期医療体制及び小児医療体制の充実

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

- ・高齢者が知識や経験を生かし、生きがいをもって社会参画ができるための情報提供や普及啓発、人材養成の実施
- ・高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備及び障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるための支援
- ・ひとり親家庭の状況に応じた就業等支援体制や経済的支援の充実
- ・求職者の就業に向けた支援の充実
- ・外国籍県民が言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決するための情報提供や相談支援体制の充実
- ・防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- ・多様で幅広い消防団の活動促進のための女性消防団員の確保に向けた広報・啓発の実施

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進

- ・DV防止法の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発
- ・専門相談員の育成、市町相談窓口の拡充、設置場所の情報提供等被害者が安心して相談することができる相談支援体制の充実
- ・被害者の保護・自立支援体制の充実と関係機関の連携強化
- ・民間シェルターへの一時保護委託など民間団体との提携による被害者の支援

(2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進

- ・職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発
- ・ストーカー行為に対する取締強化及び防止に向けた啓発
- ・性犯罪、売買春に対する取締強化及び防止に向けた啓発。特に児童買春、児童ポルノの撲滅に向けた取組の推進
- ・女性に対するあらゆる暴力にかかる相談体制・一時保護体制の整備及び専門相談員の育成
- ・被害者が相談しやすい環境の整備及び社会復帰支援の充実
- ・女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりの推進

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

(1) 国際交流・国際協力・平和貢献の推進

- ・男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備

(2) 情報の収集及び提供

- ・国際社会における女性を取り巻く現状や男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報の収集・提供

4 広島県男女共同参画施策推進協議会設置要綱

(目的)

第1 男女共同参画社会実現に向けて、広範な施策を、総合的かつ積極的に推進することを目的として、広島県男女共同参画施策推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広島県男女共同参画基本計画の積極的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策に係る総合的な調査、研究、企画立案等に関すること。
- (3) 県行政全般について男女共同参画の視点を反映させるための取組の推進に関すること。
- (4) その他男女共同参画推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3 協議会は、会長、副会長及び委員で構成するものとし、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会長は、必要があると認めるときは、所掌事務に関する課長を委員として協議会の構成員に追加することができる。

(会議)

第4 会議は、会長が招集し、主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキング・グループの設置)

第5 会長は、この協議会の運営に必要があると認めたときは、ワーキング・グループを置くことができる。

(事務局)

第6 協議会に関する事務は、環境県民局人権男女共同参画課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 広島県男女共同参画推進本部設置要綱（平成10年10月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別 表

広島県男女共同参画施策推進協議会の構成員

会長	環境県民局県民生活部長
副会長	環境県民局人権男女共同参画課長
委員	会計管理部会計総務課長 危機管理監危機管理課長 総務局総務課長 地域政策局地域政策総務課長 環境県民局環境県民総務課長 健康福祉局健康福祉総務課長 商工労働局商工労働総務課長 農林水産局農林水産総務課長 土木局土木総務課長 企業局企業総務課長 病院事業局県立病院課長 議会事務局総務課長 教育委員会事務局管理部総務課長 警察本部総務部総務課長 監査委員事務局合同総務課長 人事委員会事務局合同総務課長 労働委員会事務局合同総務課長

5 男女共同参画に関する相談機関・関係機関一覧

○男女共同参画全般に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
広島県人権男女共同参画課 (男女共同参画推進グループ)	男女共同参画全般	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2746
エソール広島 (広島県女性総合センター)		〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-247-1120 (一般相談専用)

○男女間の暴力、性犯罪に関すること

機 関	相談内容	所在地	電話番号
西部こども家庭センター		〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目1-26	082-254-0391 (女性・DV相談専用)
東部こども家庭センター	女性に関する様々な問題、 配偶者等からの暴力に関する相談	〒720-0838 福山市瀬戸町山北291-1	084-951-2372 (女性・DV相談専用)
北部こども家庭センター		〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181 (内2313) (女性・DV相談専用)
エソール広島 (広島県女性総合センター)	デートDVに関する相談	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-247-1120 (第1・3土曜 日13:00~16:00)
広島労働局雇用均等室	職場におけるセクシュアル・ハラスメント、母性健康管理等の相談	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9247
警察 性犯罪相談 110番	性犯罪に関する相談	〒730-8507 広島市中区基町9-42	0120-72-0110
警察安全相談電話	犯罪・防犯など警察で対応 できる問題についての相談	〒730-8507 広島市中区基町9-42 広島県内各警察署	082-228-9110 フッショ電話では、#9110 最寄りの警察署

○雇用労働に関すること

広島県ホームページの「わーくわくネットひろしま」で詳細な情報を提供しています。

パソコン版 <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>

携帯電話版 <http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/>

機 関	相談内容	所在地	電話番号
広島県労働相談コーナーひろしま		〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁東館 3階	0120-570-207(フリーダイヤル) (広島)
広島県労働相談コーナーふくやま	労働相談	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 福山庁舎第2庁舎 1階	0120-570-237(フリーダイヤル) (福山)
ひろしましごと館	全世代を対象とした就業、 社会貢献活動等に関する幅 広い支援	〒730-0013 広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル 総合受付: 4階 ひろしま ジョブプラザ	082-224-0121
		〒720-0066 福山市三之丸町8-8 ひろしましごと館福山サテラ イト	084-924-5911 (若年者) 084-921-5799 (シニア・ミ ドル)

機 開	相談内容	所在地	電話番号
両立支援企業応援コーナー	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施についての相談等	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁本館5階	082-513-3419
エソール広島 (広島県女性総合センター) 在宅ワーク支援センター	育児・介護等の事情により外で働くことが困難な人や多様な働き方を希望する人への在宅ワークに関する相談・斡旋、情報提供、技術指導等	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6 エソール広島2階	082-242-5261 ※月・木（祝日除く） 13:00～17:00
しごとプラザ マザーズひろしま	子育てしながら就職を希望する人に対する就職支援		
マザーズハローワーク広島	職業相談・職業紹介、就職支援セミナー等	〒730-0032 広島市中区立町1-20 NREG広島立町ビル3階	082-542-8609
わーくわくママ サポートコーナー	就職活動のノウハウ等に関する相談、保育所に関する情報提供、職場体験プログラム等		082-542-0222
広島県母子家庭等就業・自立支援センター 一般財団法人広島県母子寡婦福祉連合会 無料職業紹介所	母子家庭の母等に対する就業支援	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6 エソール広島2階	082-249-7149

○学習にすること

機 開	相談内容	所在地	電話番号
エソール広島 (広島県女性総合センター)	「エソールひろしま大学」の開講、学習会の企画立案及び講師紹介	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-242-5262
県立生涯学習センター	生涯学習・社会教育に関連した様々な学習機会、企画・運営、講師・指導者紹介等	〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47	082-248-8848

6 「エソール広島」（広島県女性総合センター）の概要

（1）設置目的

「エソール広島」（広島県女性総合センター）は、広島県の女性の自立と社会参画を促進するための拠点施設として、平成元（1989）年に設置されたものです。

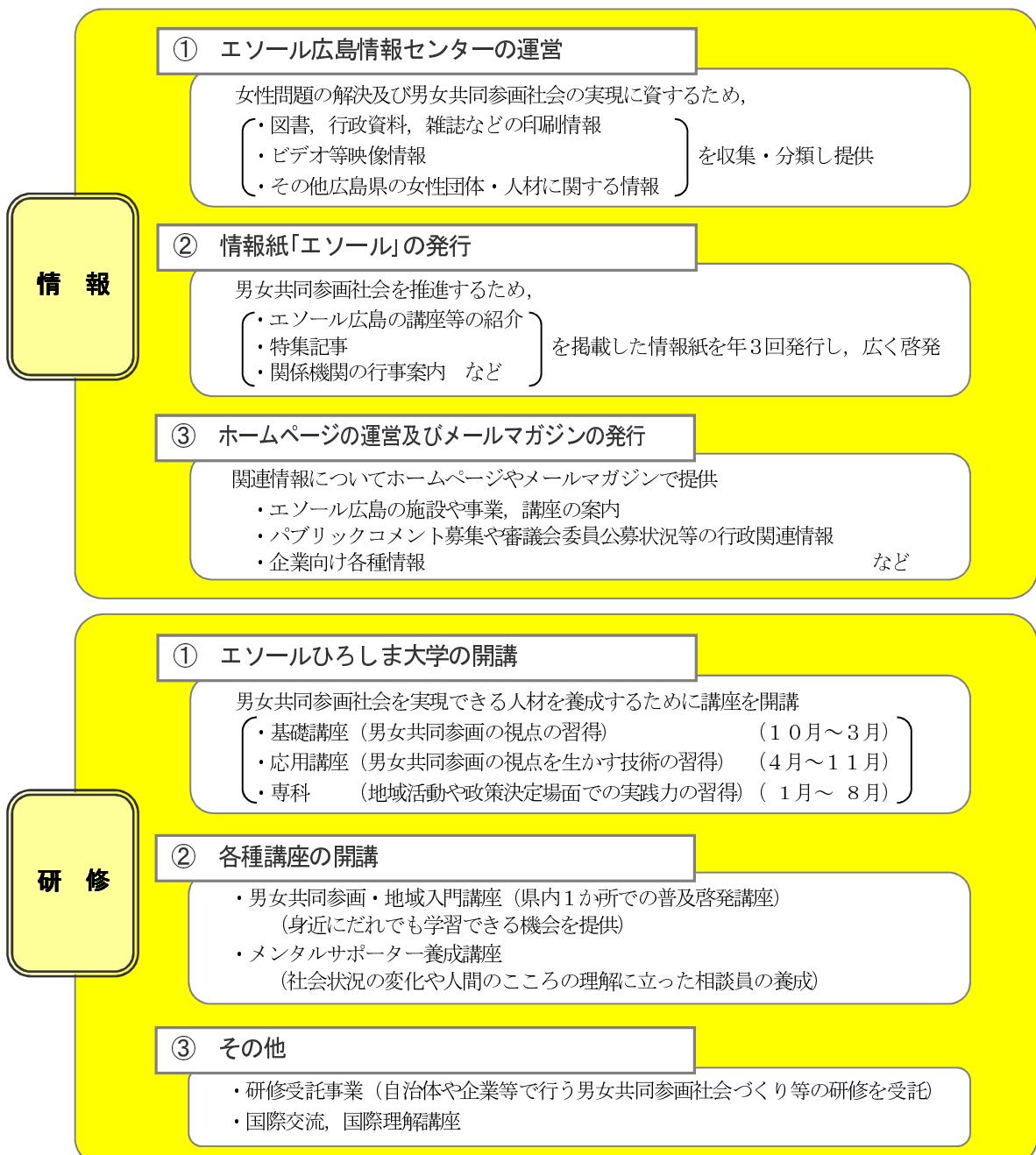
「エソール」とは、フランス語で「飛躍・発展」を意味します。

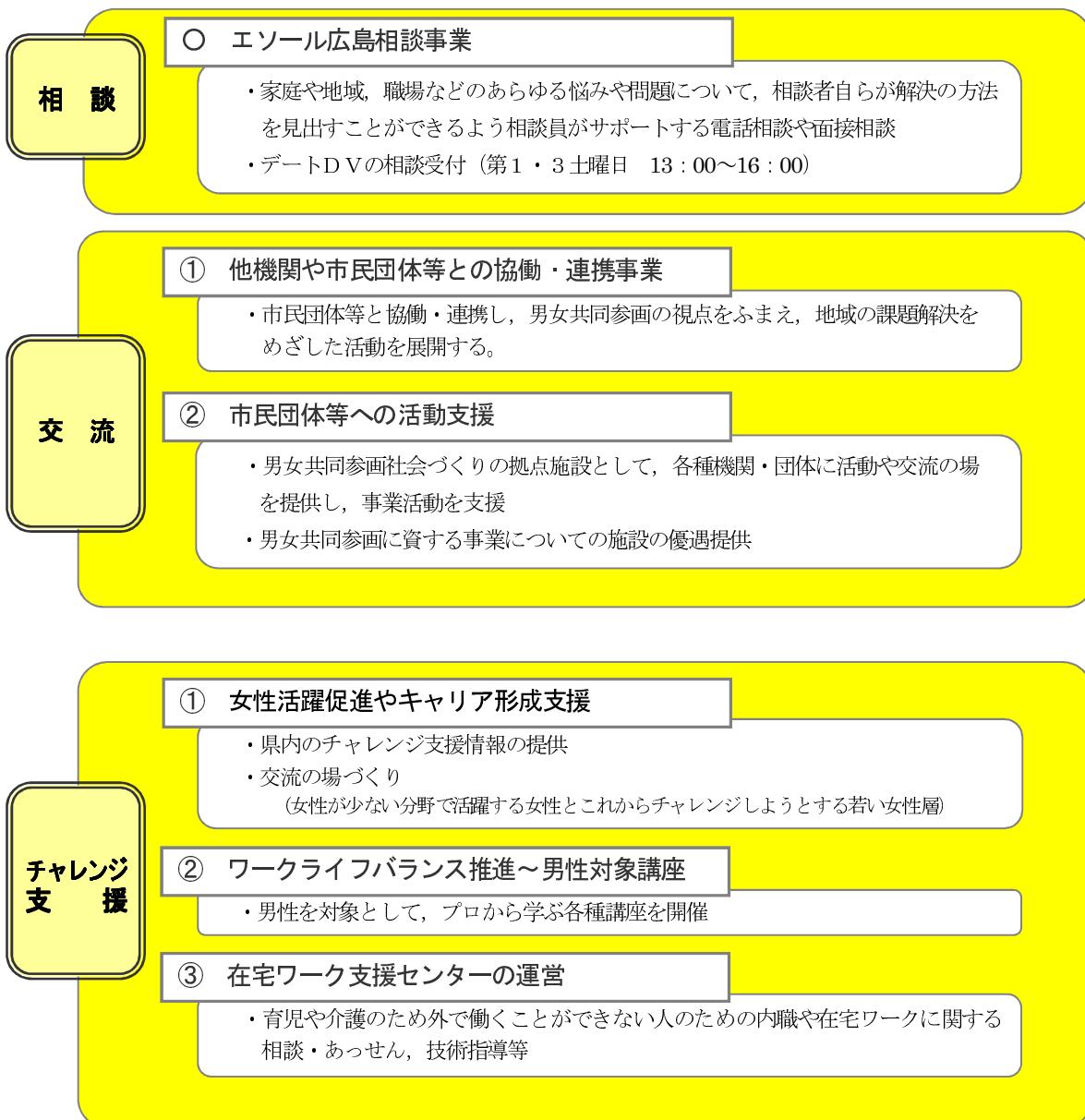
（2）管理運営

公益財団法人広島県男女共同参画財団

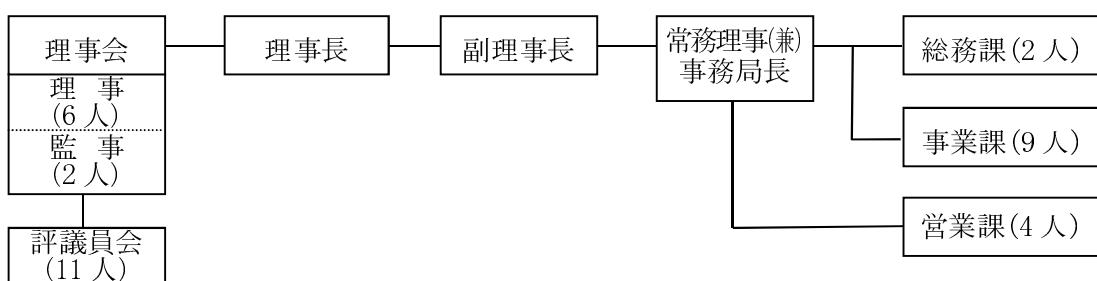
（3）公益財団法人広島県男女共同参画財団の事業内容

男女共同参画社会の実現をめざして、「情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援」の5部門を柱とする事業を行うほか、貸会議室等の付帯サービス事業を実施しています。





(4) 公益財団法人広島県男女共同参画財団の組織等



公益財団法人広島県男女共同参画財団

〒730-0043 広島市中区富士見町11-6

電話 (082) 242-5262
 fax (082) 240-5441
 URL <http://www.essor.or.jp>
メールアドレス essor@essor.or.jp

7 男女共同参画に関する国内外の動き

	国際機関等	国	広島県
昭和50年 (1975)	6月・国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) 7月・「世界行動計画」採択	9月・総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」設置	
昭和52年 (1977)		1月・「国内行動計画」策定	4月・女性行政の窓口を青少年婦人対策室に設置 5月・「婦人問題行政連絡協議会」設置
昭和54年 (1979)	国連婦人の十年	12月・「女子差別撤廃条約」採択(第34回国連総会)	4月・青少年婦人対策室を青少年婦人課に組織改正 7月・「広島県婦人対策推進会議」設置
昭和55年 (1980)	1976	7月・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	7月・「女子差別撤廃条約」署名 4月・推進会議「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめるための提言」提出
昭和56年 (1981)	9	9月・「女子差別撤廃条約」発効	5月・「国内行動計画後期重点目標」策定
昭和57年 (1982)			3月・広島県新長期総合計画に「婦人の地位向上と社会参加の促進」の項目設定
昭和60年 (1985)	1985	7月・「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ) ・「(西暦2000年に向けての)婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1月・「国籍法」改正 6月・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 7月・「労働者派遣法」公布
昭和61年 (1986)		4月・「男女雇用機会均等法」施行 7月・「労働者派遣法」施行	3月・広島県発展計画に「婦人対策の推進」の項目設定 ・婦人総合センター基本構想発表 6月・「広島県婦人対策推進懇話会」設置
昭和62年 (1987)		5月・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和63年 (1988)			2月・懇話会「婦人対策の推進のために～男女共同参加型社会システムへの転換～」提出 8月・「広島県女性プラン」策定 ・「財団法人広島県女性会議」設立
平成元年 (1989)			4月・広島県婦人総合センター「エゾール広島」開館
平成2年 (1990)		5月・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
平成3年 (1991)		5月・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ・「育児休業法」公布	4月・青少年婦人課を青少年女性課に組織改正 8月・「広島県女性対策推進懇話会」設置
平成4年 (1992)		4月・「育児休業法」施行	3月・懇話会「男女共同参画型社会の構築を目指して」提言 9月・「広島県女性プラン(第一次改定)」策定

	国際機関等	国	広島県
平成5年 (1993)		6月・「パートタイム労働法」公布 (12月施行)	
平成6年 (1994)		6月・総理府に「男女共同参画室」設置 7月・「男女共同参画推進本部」設置	1月・「広島県婦人総合センター」を「広島県女性総合センター」に名称変更
平成7年 (1995)	9月・第4回世界女性会議及びNGO フォーラム開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	6月・「育児休業法」の改正、「育児・介護休業法」公布	
平成8年 (1996)		12月・「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9年 (1997)		6月・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「育児・介護休業法」の改正	
平成10年 (1998)			1月・懇話会「21世紀への男女共同参画社会づくりのために」提言 3月・「広島県男女共同参画プラン」策定 10月・「広島県男女共同参画推進本部」設置
平成11年 (1999)		4月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 ・「(改正)育児・介護休業法」施行 6月・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	10月・「広島県男女共同参画懇話会」設置
平成12年 (2000)	6月・女性2000年会議開催(ニューヨーク) ・「政治宣言」、「成果文書」採択	5月・「ストーカー規制法」公布 (11月施行) 12月・「男女共同参画基本計画」策定	
平成13年 (2001)		1月・中央省庁再編により、内閣府に「男女共同参画局」設置 ・「男女共同参画会議」設置 4月・「DV防止法」公布 (10月施行) 11月・「育児・介護休業法」の改正、一部施行（育児休業の取得等を理由とする不利益取扱い禁止等）	4月・青少年女性課を男女共同参画推進室に組織改正 8月・懇話会「男女共同参画に関する条例制定に向けての基本的な考え方について」提言 12月・「広島県男女共同参画推進条例」公布
平成14年 (2002)		4月・「(改正)育児・介護休業法」全面施行	4月・「広島県男女共同参画推進条例」施行 6月・「広島県男女共同参画審議会」設置 ・審議会に「広島県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画に盛り込むべき事項」諮問 11月・審議会答申
平成15年 (2003)		7月・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ・「少子化社会対策基本法」公布	2月・「広島県男女共同参画基本計画」策定
平成16年 (2004)		6月・「DV防止法」の改正 12月・「(改正)DV防止法」施行 ・「育児・介護休業法」の改正	
平成17年 (2005)	2~3月 ・北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)開催 ・宣言文採択	4月・「(改正)育児・介護休業法」施行 12月・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	6月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」諮問 12月・審議会答申
平成18年 (2006)		6月・「男女雇用機会均等法」の改正	3月・「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 4月・男女共同参画推進室を人権・男女共同参画室に組織改正 6月・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定

	国際機関等	国	広島県
平成19年 (2007)		4月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 6月・「パートタイム労働法」の改正 12月・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 7月・「DV防止法」の改正	
平成20年 (2008)		1月・「(改正)DV防止法」施行 4月・「(改正)パートタイム労働法」施行 12月・「次世代育成支援対策推進法」の改正	4月・人権・男女共同参画室を人権男女共同参画課に組織改正
平成21年 (2009)		4月・「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行 7月・「育児・介護休業法」の改正	
平成22年 (2010)	3月・北京+15(第54回国連婦人の地位委員会)開催 ・宣言文採択	12月・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	6月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」諮問 12月・審議会答申
平成23年 (2011)		4月・「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行	3月・「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」策定 8月・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定
平成24年 (2012)			
平成25年 (2013)		6月・「DV防止法」の改正	
平成26年 (2014)		4月・「次世代育成支援対策推進法」の改正	

平成 26(2014) 年版
広島県の男女共同参画に関する年次報告

平成 26 (2014) 年 7 月発行

編集・発行 広島県環境県民局人権男女共同参画課
〒730-8511 (住所省略可) 広島市中区基町 10-52
電話 082-513-2746 (ダイヤルイン)
電子メール kanjindanjo@pref.hiroshima.lg.jp
広島県ホームページ (人権男女共同参画課)
→ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/>
発行後に内容の訂正がある場合は、県ホームページに正誤表を掲載
するので参照してください。